

荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱

平成24年5月1日制定
(24荒防建第85号)
(副区長決定)
平成26年3月31日一部改正
平成27年3月31日一部改正
令和3年3月31日一部改正

(通則)

第1条 荒川区老朽空家住宅除却助成金(以下「助成金」という。)の交付に関しては、荒川区助成金等交付規則(昭和62年荒川区規則第27号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、危険な老朽空家住宅の除却工事に係る費用の一部を助成することにより、大地震時の安全性を向上させ、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険な老朽空家住宅 大地震により倒壊等のおそれがある1年以上使用されていない住宅(戸建住宅、共同住宅及び長屋をいう。)をいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の規定によるものをいう。

(助成対象)

第4条 この要綱による助成の対象となる危険な老朽空家住宅は、次に掲げる要件全てを満たすものとする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 1年以上使用されていないことが確認できること。
- (2) 住宅部分の面積が2分の1以上あること。
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築されていること。
- (4) 区の現場調査等により倒壊等のおそれがあると診断されたこと。
- (5) 所有者が個人又は中小企業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には助成の対象としない。

- (1) 不動産販売、不動産貸付又は駐車場等を業とするものが当該業のために行う除却である場合
- (2) 国、地方公共団体その他の団体からこの要綱に基づく助成と同種の助成を受けている場合

(助成対象費用)

第5条 この要綱による助成の対象となる費用は、危険な老朽空家住宅の所有者等が実施するその住宅の除却工事に係る費用(消費税相当額を除く。)(以下「除却費」という。)とする。

(助成金の交付額)

第6条 助成金の交付額は、除却費の実支出額に2分の1を乗じて得た額とし、1棟につき50万円を限度として、区の予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(助成金の交付の内定申請)

第7条 助成金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、老朽空家住宅除却工事助成金交付内定申請書(別記第1号様式。以下「内定申請書」という。)に、別表に掲げる書類を添付して区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、内定の可否及び内定した場合は助成金の交付内定額を決定するとともに、決定内容を老朽空家住宅除却工事助成金交付内定可否決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の内定の決定に際しては、別紙1の助成条件を付すものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条第2項による内定の決定の通知を受けたもの(以下「助成内定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに老朽空家住宅除却工事変更等申請書(別記第3号様式)に、別表に掲げる添付書類を添えて、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号に定める事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 内定申請書の内容等を変更しようとするとき。

(2) 事業を中止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、助成内定者に老朽空家住宅除却工事変更等承認可否決定通知書(別記第4号様式)により通知しなければならない。

(完了報告書の提出)

第9条 助成内定者は、老朽空家住宅の除却工事が完了したときは、老朽空家住宅除却工事完了報告書(別記第5号様式)に、別表に掲げる添付書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の完了報告書が提出されたときは、老朽空家住宅の除却工事が完了したことを確認するものとする。この場合において、区長は、確認のために必要があると認めるときは、助成内定者に対して報告及び資料の提出を求めることができる。

3 助成内定者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに応じなければならない。

(助成金の交付申請)

第10条 助成内定者は、老朽空家住宅の除却工事が完了したときは、老朽空家住宅除却工事助成金交付申請書(別記第6号様式)により、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、第7条第2項の規定による内定の決定の内容又は

第8条第2項の規定による承認の内容との適合について審査し、助成の可否及び助成する場合は助成金の交付額を決定するとともに、決定内容を老朽空家住宅除却工事助成金交付可否決定通知書（別記第7号様式）により、助成内定者に通知するものとする。

3 区長は、前項の交付の決定に際しては、別紙2の条件を付すものとする。

（助成金の請求）

第11条 前条第2項の規定による通知を受けた助成内定者（以下「助成対象者」という。）は、速やかに老朽空家住宅除却工事助成金請求書（別記第8号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成対象者に助成金を交付するものとする。

（派遣）

第12条 第4条第1項第4号の区の現場調査等において、区長が、専門家による調査が必要と認めるときは、老朽空家住宅危険度調査依頼書（別記第9号様式）により、一般社団法人荒川区建築士事務所協会に一級建築士の派遣を依頼し、当該調査を実施するものとする。

2 前項の規定により派遣された一級建築士は、調査を実施した場合は、その実施した調査の結果について、速やかに老朽空家住宅危険度調査報告書（別記第10号様式）により、区長に報告するものとする。

（報償費）

第13条 区長は、前条の規定により派遣された一級建築士に対し、調査1件につき30,000円を報償費として支払うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるものを除くほか、荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度の施行に必要な事項は、防災都市づくり部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、既に改正前の第7条第2項規定により内定を受けたものについては、なお、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式は、この要綱の施行後においても当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

別表（第7条、第8条、第9条関係）

申請書の種類	添付書類の種類
老朽空家住宅除却工事助成金交付内定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・案内図 ・除却工事見積書（写） ・除却工事前写真 ・その他区長が必要と認めるもの
老朽空家住宅除却工事変更等申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容の変更を示す図書及び書類
老朽空家住宅除却工事完了報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・除却工事領収書（写） ・除却工事完了後写真 ・その他区長が必要と認めるもの

別紙 1 (第 7 条関係)

助 成 内 定 条 件

この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第 1 承認事項

助成対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を得なければならない。

- (1) 事業 (老朽空家住宅の除却工事をいう。以下同じ。) に要する費用の配分を変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

第 2 事故報告等

助成内定者は、事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

第 3 状況報告

区長は、助成事業の円滑で適正な執行を図るため必要があるときは、助成内定者に対して助成事業の遂行の状況に関し報告を求めることができる。

第 4 完了報告書

- 1 助成内定者は、事業が完了したとき、完了報告書を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による完了報告書を受けた場合において必要と認めるときは、助成内定者に報告及び資料の提出を求めることができる。

第 5 内定の取消し

区長は、助成内定者が次の各号のいずれかに該当したときは、内定に係る決定の全部または一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により内定を受けたとき。
- (2) 内定に係る決定の内容またはこれに付した条件その他法令若しくはこの決定に基づく命令に違反したとき。
- (3) 実施した事業の内容が、荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱の趣旨に適合しないと区長が認めたとき。

第 6 その他

区長は、助成金の交付額は予算の範囲内とするため、当該予算の範囲を超えた場合等において内定に係る決定の変更又は取消しを行う場合がある。

別紙2（第10条関係）

助成条件

この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第1 決定の取消し

区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

第2 助成金の返還

- 1 区長は、第1の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。
- 2 区長は、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

第3 違約加算金及び延滞金

- 1 第1の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部が取消され、第2の規定によりその返還を命じられたときは、助成対象者は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 第2の規定により助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、助成対象者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第4 違約加算金の計算

- 1 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における第3の1の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する助成金は、最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額がその日に受領した金額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領日において受領したものとする。
- 2 第3の1の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、納付した金額が返還を命じられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた助成金の額に充てるものとする

第5 延滞金の計算

第3の2の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第6 関係書類の作成保管

助成対象者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななくてはならない。